

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	合志市 こども医療システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、こども医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療受給者・児童の管理
②事務の概要	合志市では合志市こども医療費助成に関する条例および合志市こども医療費助成に関する条例施行規則に基づき、こども医療受給資格者および助成対象者の認定審査・管理を行っている。また、受給資格者に関して、こども医療費の助成を行っている。
③システムの名称	こども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. こども医療受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 合志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 表の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 合志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 表の16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、個人情報を取得する必要がある場合においては、申請者から個人番号を提供してもらうことを前提とし、必要な場合にのみ住基ネットより4情報を用いて個人番号等を取得するようにしている。また、取得した個人情報については、複数人で確認し、リスクの軽減に努めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている	
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、手続に必要な項目のみ記入するよう申請書の記載の際に確認を行っている。また、特定個人情報の入手は、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	子育て支援課長 中村 公彦	子育て支援課長 三苫 幸喜	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成30年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成29年3月13日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	子育て支援課長 三苫 幸喜	子育て支援課長	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成30年2月5日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成30年2月5日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和5年3月14日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和5年3月14日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和6年3月15日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施しない	実施する	事前	
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事	こども医療システム	こども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第2号	番号法第9条第2号 合志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 表の1の項	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第2号	番号法第19条第9号 合志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 表の16の項	事後	
令和7年2月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが		新様式への変更 「2. 十分である」、判断の根拠を記載	事後	
令和7年2月28日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更 「1. 目的外の入手が行われるリスクへの対策」、判断の根拠を記載	事後	